

議員提出議案第7号

先島諸島内及び先島諸島と那覇間の航空路線に対する離島割引の適用
拡充を求める意見書

このことについて、石垣市議会会議規則第14条第1項の規定により提出いたします。

令和7年3月17日

提出者 長 山 家 康
賛成者 東内原 とも子
〃 友 寄 永 三
〃 石 川 勇 作
〃 伊良部 和 摩
〃 登野城 このみ
〃 高 良 宗 矩

石垣市議会

議長 我喜屋 隆次 殿

理 由

離島割引の先島諸島内航空路線への拡充を求めるため。

先島諸島内及び先島諸島と那覇間の航空路線に対する離島割引の適用 拡充を求める意見書

沖縄県離島住民割引運賃（以下、「離島割引」という。）は、沖縄県が実施する「沖縄離島住民等交通コスト負担軽減事業」として導入され、離島住民が割引運賃で航空券を購入できる制度であり、私たち離島住民にとってなくてはならないものである。

本事業により、島々に暮らす住民の移動負担が軽減され、医療・教育・経済活動の促進に大きく寄与しており、離島地域の発展においても重要な役割を果たしている。

しかしながら、現状では先島諸島内の一部路線が離島割引の対象外となっており、割引制度の恩恵を十分に受けられない住民がいる。その結果、本来の目的である移動負担の軽減が十分に達成されていない。

具体的には、石垣市民が那覇－宮古島間を移動する際、宮古空港－那覇空港間は離島割引の適用外となるため、高額な普通運賃を支払わなければならない。また、宮古島市民が石垣－那覇間を移動する際も同様に、石垣－那覇の区間は離島割引の対象外である。

この結果、たとえば石垣市民が仕事や部活動などで那覇から宮古島へ向かう際、一度那覇から石垣に戻り、そこから宮古島へ向かうことで離島割引を適用するケースが発生している。このような状況は、移動の非効率化を招くだけでなく、不要な税金負担を発生させる要因にもなっている。

八重山圏域と宮古圏域は、「先島諸島」として長年にわたり文化・経済交流を重ね、強い結びつきを有する地域である。両地域の関係性から、互いの地域に親族を有する者も多く、人的なつながりは一層深まっている。

こうした状況を踏まえ、先島諸島内の移動を円滑にすることは、住民の負担軽減のみならず、先島地域の持続的な発展にも大きく寄与するものである。

よって本市議会は、離島住民にとって不可欠な離島割引制度の実効性を高めるため、県・市町村が協議の上、先島諸島内および先島諸島と那覇間の路線を離島割引の対象に含めるよう、適用拡充を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年3月17日

石垣市議会

宛先 沖縄県知事

(参考送付) 沖縄県議会議長、地元選出県議会議員